

事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援します!

受け継ぐ想いに、チカラを。

事業承継 補助金

事業承継補助金とは?

事業承継補助金は、事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合(I型)や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合(II型)に、必要な経費を補助します。

平成27年4月1日～平成30年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

事業承継、合併や再編など様々な場合に対応しています

拡充 I型：経営者交代タイプ

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します

●対象となる取り組み：親族内承継／外部人材招聘など



機械部品製造業を営むX社は、先代からの事業承継をきっかけに高精度・高品質品を実現する電気集塵システムを導入し、生産性向上を実現。

フロー



先代経営者



経営者交代

新商品の開発など



後継者



新設 II型：M&Aタイプ

事業再編・統合の後に新しい取組を行った方を補助します

●対象となる取り組み：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換／株式移転／株式譲渡など



自動車整備業を営むY社は、同業の老舗企業から事業譲渡(M&A)を受けた上で、最新の整備機器を導入することで販路開拓を実現。

フロー



A社



B社

合併などを行う
新サービスの考案など



A+B社



募集期間 4/27(金)～6/8(金)

7月初旬募集開始(予定)

さらに

事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合

補助額を上乗せします!

事例



事業転換
(事業・事業所の統合)



解体費・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます!

創業160年の複数店舗を持つ鮮魚店Zは、老朽化した建物の解体や店舗改装に係る費用がネックで承継まで踏み切れず業績低迷。補助金を活用して店舗の統合と改装を行い、創作料理店へ事業転換。

| タイプ | 補助率 | 補助上限額 |
|-------------|---------|-------|
| I型：経営者交代タイプ | 2/3以内*1 | 200万円 |
| | 1/2以内 | 150万円 |
| II型：M&Aタイプ | 2/3以内*2 | 600万円 |
| | 1/2以内 | 450万円 |

| 上乗せ額 |
|--------|
| +300万円 |
| +225万円 |
| +600万円 |
| +450万円 |

*1 小規模事業者・個人事業主の場合。小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)の事業者等を指します。
*2 採択上位の場合。

*詳しい補助対象経費についてはホームページ、募集要項等をご参照ください。

*過去に第二創業補助金、事業承継補助金に採択された事業者は応募できません。

募集対象者

次のいずれかに該当する、事業を引き受ける者(承継者)を対象とします。

- 経営経験がある
- 同業種に関する知識などがある
- 創業・承継に関する研修等を受講したもの

補助対象経費

人件費／設備費／原材料費／外注費／委託費／広報費／知的財産権等関連経費／謝金／旅費／店舗等借入費／会場借料費／マーケティング調査費／申請書類作成費用

事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合

廃業登記費／在庫処分費／解体費・処分費／原状回復費

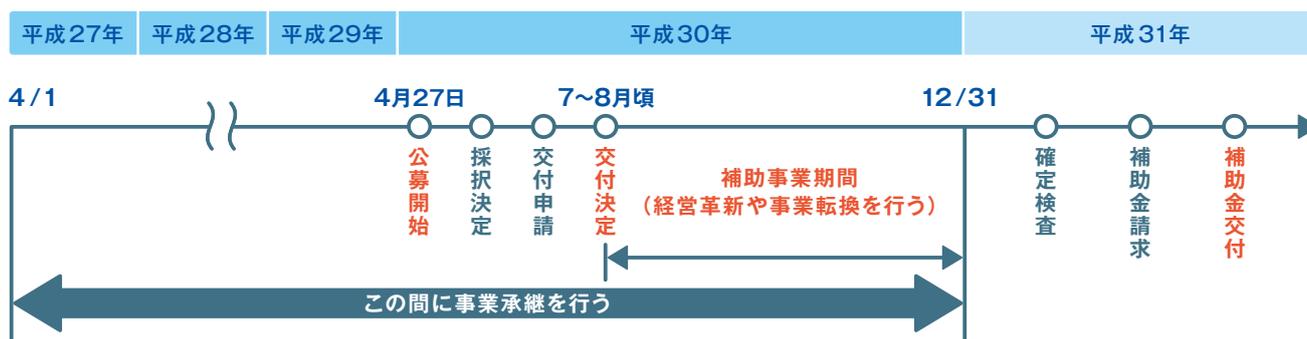
交付までの流れ

電子申請可



※必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。

スケジュール (I型:経営者交代タイプ)



※II型:M&Aタイプは7月に公募開始予定です。

平成29年度補正 事業承継補助金事務局

☎ 03-6264-2670 (お問い合わせ時間 10:00~12:00 13:00~17:00 /土日祝を除く)

本補助金の詳細については、「事業承継補助金サイト」でご確認ください。

関連情報や応募書類のダウンロードもこちらのページからできます。

● 事業承継補助金サイト : <https://www.shokei-29hosei.jp/>

事業承継補助金

検索

● 関連サイト(中小企業庁サイト) : <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>